

(1) 土地改良施設の維持管理

事業名	鷹泊ダム管理費																															
事業の目的	○ 鷹泊ダムは、農林水産省が雨竜川流域の農業用水の確保と北海道による発電を目的に、国営雨竜川地区総合かんがい排水事業により建設した多目的ダムであり、土地改良法に基づき北海道が農林水産省から管理受託し、さらに企業局に管理（ダム操作等）を委任している。																															
事業の内容	<p>○ 北海道、企業局及び地元土地改良区の3者による「雨竜川鷹泊ダム管理費の負担に関する協定書」に基づき、北海道は企業局に負担金を納入し、管理を委任している。</p> <p>【管理費負担の概要図】</p> <table border="1" data-bbox="408 837 1422 1122"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">管理費</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">負担割合</td> <td>管理費用</td> <td>協定書</td> <td>管理受託者</td> <td>北海道</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>当初: 昭和31年2月25日</td> <td>電気事業者</td> <td>企業局</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>維持費</td> <td></td> <td>改定: 昭和45年12月21日</td> <td rowspan="2">地元土地改良区</td> <td rowspan="2">多度志、沼田町、秩父別</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>資本的支出に係る経費</td> <td></td> <td>改定: 昭和48年4月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>改定: 昭和51年11月15日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【委託管理の概要図】</p> <pre> graph LR A[国] -- "管理委託協定 昭和31年2月25日" --> B[北海道] B -- "委任規程 昭和40年9月30日 北海道訓令第67号" --> C[企業局] </pre>			管理費	負担割合	管理費用	協定書	管理受託者	北海道	40%	人件費	当初: 昭和31年2月25日	電気事業者	企業局	30%	維持費		改定: 昭和45年12月21日	地元土地改良区	多度志、沼田町、秩父別		30%	資本的支出に係る経費		改定: 昭和48年4月1日			改定: 昭和51年11月15日				
管理費	負担割合	管理費用	協定書			管理受託者	北海道	40%																								
		人件費	当初: 昭和31年2月25日	電気事業者	企業局	30%																										
維持費		改定: 昭和45年12月21日	地元土地改良区	多度志、沼田町、秩父別		30%																										
資本的支出に係る経費		改定: 昭和48年4月1日																														
		改定: 昭和51年11月15日																														
事業実施主体	北海道																															
実施期間	昭和31年度～	補助率等	道 70%(農政部 40% 企業局 30%) 土地改良区 30%																													
令和6年度予算額	事業費 (農政部分 道費) 88,147 (35,259) 千円																															
最近の実績等	令和5年度 79,545 (31,819) 千円 令和4年度 67,513 (27,005) 千円																															